

特定防衛施設周辺整備調整交付金とは

防衛施設の設置又は運用によって生ずる様々な障害や周辺地域における生活環境や周辺地域の開発に影響を及ぼしている「特定防衛施設」を有する自治体において、公共用の施設の整備又はその地域の生活環境の改善、開発の円滑な実施に寄与する事業に対し、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づいて支払われる交付金です。

小笠原村では平成23年10月21日に硫黄島飛行場が「特定防衛施設」に指定されたため、小笠原村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金を造成し、地域住民の福祉の増進を図るため高齢者在宅サービス事業に対し、本交付金を活用しています。

事業名	福祉に関する事業：小笠原村高齢者在宅サービスセンター運営事業		
事業目的	小笠原村高齢者在宅サービスセンター運営事業基金を造成し、小笠原村高齢者在宅サービスセンター運営事業を安定的に実施することにより、利用者の福祉の向上及び地域高齢者福祉の向上を図る。		
事業内容	小笠原村高齢者在宅サービスセンター内において、介護保険法に規定する通所介護及び、いきがいデイサービスとして高齢者等に対する機能訓練、日常動作訓練、その他生きがい活動等を提供しています。		
事業期間	平成23年度から令和2年度		
年度	交付金の額	事業経費	充当額
平成23年度	45,832,000円	0円	0円
平成24年度	46,100,000円	114,820,000円	45,000,000円
平成25年度	46,283,000円	116,236,000円	50,000,000円
平成26年度	56,560,000円	107,650,000円	50,000,000円
平成27年度	58,579,000円	118,468,000円	50,000,000円
平成28年度	59,168,000円	114,800,000円	55,000,000円
平成29年度	57,816,000円	119,643,000円	60,000,000円
平成30年度	53,145,000円	118,143,000円	78,000,000円
令和元年度	53,259,000円	133,296,000円	78,000,000円
合計	476,742,000円	943,056,000円	466,000,000円